

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案要綱

第一 刑法の一部改正

一 労役場留置

1 罰金又は料料の一部を納付した者についての留置の日数は、その残額を留置一日の割合に相当する金額で除して得た日数（その日数に一日未満の端数を生じるときは、これを一日とする。）とするものとする。こと。（第十八条第六項関係）

2 留置一日の割合に満たない金額は、納付することができない旨の規定を削除すること。（第十八条第八項関係）

二 公務執行妨害及び職務強要

公務執行妨害及び職務強要の各罪の法定刑を三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金とすること。

（第九十五条第一項及び第二項関係）

三 業務上過失致死傷等

業務上過失致死傷等の罪の法定刑を五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金とすること。（第二百

十一条第一項関係）

四 窃盗

窃盗の罪の法定刑を十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金とすること。（第二百三十五条関係）

第二 刑事訴訟法の一部改正

略式命令において科することができる罰金の最高額を百万円とすること。（第四百六十一条関係）

第三 附則

- 一 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行するものとする。（附則第一条関係）
- 二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。（

附則第二条及び第三条関係）